

## D-STAR レピータ局・アナログ(FM)レピータ局等の開設・増設等の募集のお知らせ

430MHz 帯の D-STAR レピータ局並びに 430MHz 帯のアナログ(FM)レピータ局について、開設・増設等の募集を次の要領で行います。

1. 募集の地域および受付条件などは次ページの表のとおりです。開設・増設等を希望する団体は JARL 会員課(〒170-8073 東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HTビル 6F TEL:03-3988-8749 E-mail:oper(あつとまーく)jarl.org)へ問い合わせてください。注:上記のメールアドレスは、スパムメール防止のため「@」を(あつとまーく)と表記しています。
2. 今回の募集地域・周波数帯(1200MHz 帯を除く)・モード以外で開設・増設等をご希望の場合や、D-STAR アシスト局の開設をご希望の場合は、会員課までご相談ください。ご相談はいつでもお受けしております(土日、祝日を除く 09:30~18:00)。
3. 430MHz 帯レピータ装置の空中線電力は 10W 以下です。
4. 申込方法など
  - ① 受付期間 令和 2 年 4 月 15 日~令和 2 年 4 月 27 日
  - ② 申込書類  
500 円分の切手を同封のうえ、会員課まで請求してください。また、申込書類は会員課まで提出してください。
  - ③ 費用負担  
無線局設置に係る費用(レピータ装置はじめ全ての関連機器・設備・置局場所の調達、工事、電力・通信線利用等の費用)並びに、無線局免許手続きに係る費用(無線設備の保証料、国に納める手数料)の実費、および新たに開設を希望する場合は電波利用料の前納額(5 年分)を負担していただきます。
  - ④ その他  
申込書類などを提出されてもワイヤレスネットワーク委員会で審査した結果、レピータ局等の開設・増設等が承認されない場合や、既設レピータ局の同意書取得などの条件が付く場合があります。開設等の承認通知後、6ヵ月を経過しても工事が落成しない場合は、連盟が定めるレピータ局等の規程・規約に基づきその承認を取り消すことがあります。また、運用開始後に既設のレピータ局にダブルアクセス・混信・抑圧等を与えた場合は、自己の責任で解決することとしますので、あらかじめご了承ください。なお、※印を付してある募集地域について、複数の申出があった場合は調整させていただきます。

〈次ページに続く〉

● D-STAR レピータ局の募集地域と受付条件など

周波数帯・モード	募集地域	受付条件など
430MHz 帯 A 周波数帯 DV モード	<p>【近畿地方】 ※和歌山県和歌山市七番丁</p> <p>【中国地方】 ※山口県山口市吉敷赤田</p> <p>【四国地方】 ※徳島県勝浦郡上勝町大字福原</p> <p>【北海道地方】 ※北海道石狩市厚田区聚楽</p> <p>【北陸地方】 ※富山県小矢部市鷺島</p>	<p>①募集地域の既設レピータ局で、募集の周波数帯・モードでの増設を希望する団体。</p> <p>②募集地域・周波数帯・モードで新たに開設を希望する団体。 ①の申出がある場合は、増設を優先します。</p> <p>③既設のレピータ局に D-STAR レピータ装置を増設する場合、または既設のレピータ局の近傍に開設・増設する場合は、干渉軽減の措置を示す資料を提出していただくことがあります。</p>

● アナログ (FM) レピータ局の募集地域と受付条件など

周波数帯	募集地域	受付条件など
430MHz 帯 B 周波数帯	<p>【関東地方】 ※東京都八丈町三根 ※山梨県南巨摩郡富士川町</p> <p>【東海地方】 ※岐阜県下呂市少ヶ野</p> <p>【四国地方】 ※高知県高知市朝倉</p> <p>【九州地方】 ※熊本県天草市本渡町</p>	<p>①募集地域の既設レピータ局で、募集の周波数帯での増設を希望する団体。</p> <p>②募集地域・周波数帯で新たに開設を希望する団体。 ①の申出がある場合は、増設を優先します。</p> <p>③使用可能な周波数が設置申込書の所定の欄に記入しており、その周波数が既設または開設準備中のレピータ局に混信(レピータ局の同時アクセス、発射電波による混信・抑圧)を与えないことを調査し確認していること。</p>

【参考】

430MHz 帯のレピータ周波数の区分は次のとおりです。

- A 周波数帯:原則として直轄局, 計画局, D-STAR(DV モード), 新方式の局に割り当てられている周波数帯。
- B 周波数帯:原則として団体局に割り当てられている周波数帯。